

## 令和7年4月1日以降に工事着手した比較的小規模な木造建築物等の 完了検査の実施内容が変更になります

これまで、比較的小規模な木造建築物等（旧4号建築物）は検査の一部が省略されていましたが、建築基準法の改正により、令和7年4月1日以降に工事着手した「2階建て以上」又は「延べ面積200㎡超」の建築物（新2号建築物）は、**全ての建築基準関係規定に適合するかを検査することになります。**

また、建築物省エネ法も改正され、原則全ての建築物（住宅、非住宅）に省エネ基準適合が義務付けられるため、令和7年4月1日以降に工事着手した新2号建築物は、**省エネ基準に適合するかも検査することになります。**

検査は、**工事施工者が作成・整理する品質管理記録等の各種書類（各種の検査結果報告書、自主検査記録、納品書等）や工事写真、工事監理者が作成する省エネ基準工事監理報告書（完了検査申請書第四面を補足するもの）等を確認する書類検査、及び目視、簡易な計測機器等による測定、または建築物の部分の動作確認等により実施します。**

このため、完了検査時に**現地で目視等により直接確認できない部位を確認できるように、工事写真を撮影・整理**してください。

また、指定建築材料である**鉄筋やコンクリートについては、指定建築材料として求められる仕様、性能であることを確認する必要があります**ので注意してください。

### 【比較的小規模な木造建築物（2階建て木造住宅など）の工事写真リストの例】

対象	写真の部分	
材料	<input type="checkbox"/> 構造耐力上主要な部分の材料のラベル、梱包など <input type="checkbox"/> 鉄筋、コンクリート、柱、はり、筋かい、耐力面材、土台等木材、接合金物・接合具	
基礎	地業後	<input type="checkbox"/> 支持地盤の状況
	コンクリート打設前	<input type="checkbox"/> 配筋の状況（底盤、立上り、開口補強、配管用スリーブ等） <input type="checkbox"/> アンカーボルト（ホールダウン用、土台用）の設置状況（埋め込み長さ、フック） <input type="checkbox"/> 型枠の施工状況（各部の寸法、立上り型枠補強）
	コンクリート打設後	<input type="checkbox"/> 脱型時期の記録 <input type="checkbox"/> ジャンカ、コールドジョイント等の有無
木造の部分	<input type="checkbox"/> 防腐防蟻処理の範囲 <input type="checkbox"/> 柱、筋かい、耐力面材、火打材、桁行筋かい等構造材の配置 <input type="checkbox"/> 接合金物の配置：柱頭・柱脚、筋かい端部、火打、土台 <input type="checkbox"/> 接合部に応じた接合具の種類、本数 <input type="checkbox"/> 耐力面材に用いられる接合具の種類、間隔	
屋根	<input type="checkbox"/> 瓦等、屋根ふき材の留付状況	
大臣認定品	<input type="checkbox"/> 耐力壁、準耐力壁等	
外皮の部分（省エネ関係）	<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、床等の断熱材等の仕様、設置・施工状況	

### 特にご注意ください

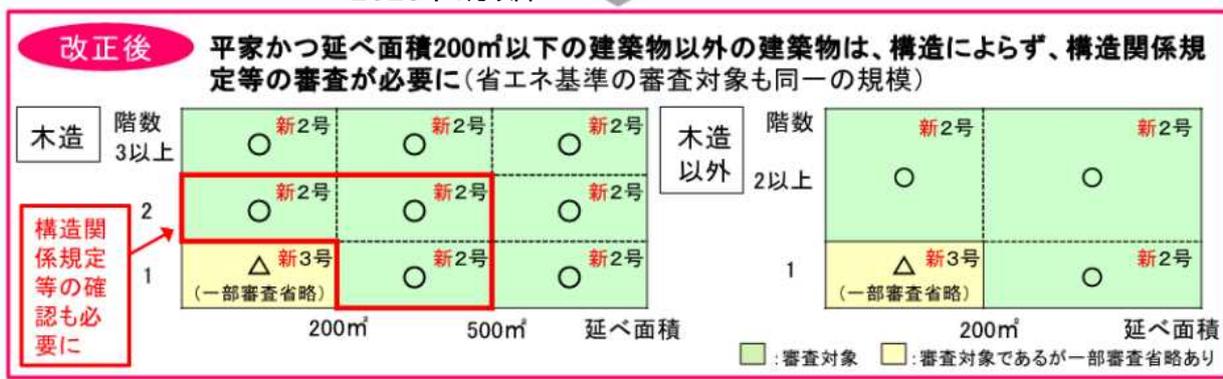
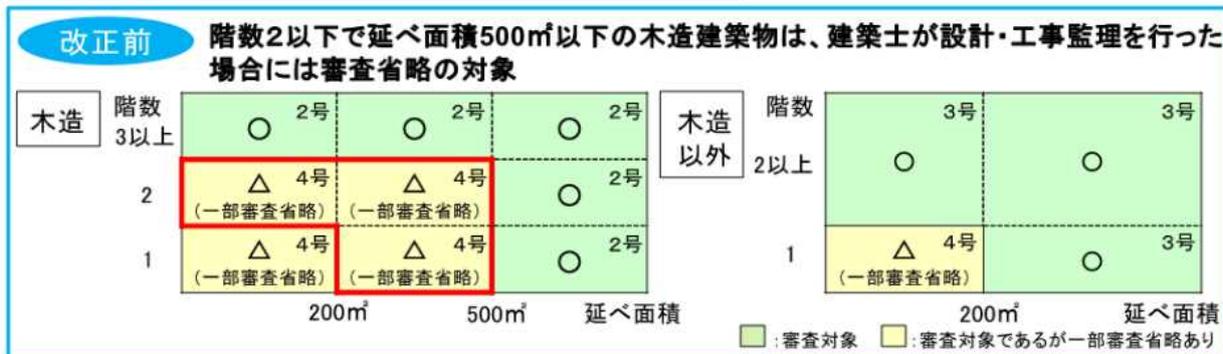
- ◎ 検査に必要な書類や工事写真等が不足していると検査済証が交付されないことがあります。
- ◎ 新2号建築物（2階建て木造住宅など）は、検査済証の交付を受けた後でなければ使用できません。

完了検査の受検手続き等については、「改正建築基準法 2階建ての木造一戸建て住宅（軸組み工法）等の確認申請・審査マニュアル」及び「省エネ基準適合義務対象建築物に係る完了検査の手引き」に詳細が掲載されていますので、ぜひご確認ください。

(\* マニュアルや手引きは、国土交通省のホームページからダウンロードできます

## 建築基準法の改正概要

○都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区等内



## 建築物省エネ法の改正概要

省エネ基準適合義務制度において新たに対象となる建築物

原則、全ての住宅・建築物を新築・増改築する際に、省エネ基準への適合が義務付けられます。

< 現行制度からの変更点 >

	現行制度		改正 (2025年4月以降)	
	非住宅	住宅	非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務	届出義務	適合義務	適合義務
中規模 (300㎡以上)	適合義務	届出義務	適合義務	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務

2025年4月以降

問合せ先 比較的小規模な木造建築物(2階建て木造住宅など)の完了検査の受検についてご不明点は下記まで

茨城県の機関名	電話	所管市町村
土木部都市局建築指導課 県央 建築指導室	☎ 029-301-4784 (直)	笠間市、那珂市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、東海村
県北 県民センター建築指導課	☎ 0294-80-3344 (直)	常陸太田市、常陸大宮市、大子町
鹿行 県民センター建築指導課	☎ 0291-33-4113 (直)	鹿嶋市、潮来市、神栖市、行方市、鉾田市
県南 県民センター建築指導課	☎ 029-822-8519 (直)	石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西 県民センター建築指導課	☎ 0296-24-9152 (直)	結城市、下妻市、常総市、筑西市、坂東市、桜川市、八千代町、五霞町、境町